

まず、私は、このような内容を持つ五十一年度税制改正案についての政府の基本的な考え方を伺います。

景気の停滞を反映して税収は大幅に落ち込み、五十年度においては、一般会計で当初予算に比べ三兆八千億円余りの特例公債を発行し、五十一年度ではさらに三兆七千億円の発行を予定するものとなつております。

官 報 (号 外)

は、できるだけ後顧に憂いの残る心配のある借金財政を少なくいたしまして、そのためには、一般的な増税を行い財政バランスの回復を図るよう努力すべきであるという考えがあり、また、一方では、設備投資の不振、そのほか最終需要の伸び悩みの中で、経済活動の水準はいまだに低い状態にあるところから、景気回復の促進を図るために、むしろ一般的に減税を行うべきであるという考え方もあります。

ところで、政府は、今回一般的な増税を行わないと反面、一般的な減税も見送り、一部選択的な増税と租税特別措置の整理合理化を行うにとどめてお

ところで、政府は、今回一般的な増税を行わないと反面、一般的減税も見送り、一部選択的な増税と租税特別措置の整理合理化を行うにとどめておられます。

財政の正常なバランスの回復と当面の景気回復の促進という、二つの矛盾した経済運営の中でも、りぎりの選択を迫られているわけですから、現下の経済情勢のもとでは、このような選択以外あり得なかつたと考えられます。が、それらの諸点についてどのような判断をされたか、今回の税制改

正案についての基本的な考え方を明らかにし、また、今回の改正において特に租税の整理合理化に力を入れた理由をお尋ねいたします。

次に、国民の最も関心の深いと思われる所得税減税は、三十五年以来十六年ぶりに見送られるとしておりますが、所得稅減税については、二つの観点からこれを実施すべしとの意見もござります。

まず第一に、景気政策の観点から、消費需要を喚起し、景気回復を促進するために、特例公債の発行を着手してでも大幅な減税を実施すべきである。

対策がとられた例は、アメリカなど諸外国においても見られますが、現在のわが国の場合は、国民貯蓄の動向から見て、減税を行っても多くは貯蓄に回り、景気刺激効果を上げるには少し乏しいのではないか、あるいは、同じだけの財源があるならば、減税に充てるよりも公共投資をふやした方がよろしいと思います。景気対策として減税

が景気刺激効果はより大きいのではないか、このような反論もござりますが、これらの点について、大蔵大臣のお考えをお伺いいたします。

次に、景気対策として減税は見送るといったしま

しても、せめて中小所得者を中心に物価調整減税ぐらいは行うべきではないかとの意見もありました。確かに、従来の高度経済成長のもとにおきましては、毎年相当多額な自然増収を期待することができましたので、一方では福祉の向上を図りつつ、他方ではほぼ毎年減税を実施することが可能

に対する大石千八君の質疑

でした。しかし、安定成長下の経済では、このような二つの要求を同時に満たすことはむずかしい問題であります。私は、高福祉・高負担の原則に立ち、福祉の向上を望みながら、その費用を進んで負担するという原則が望ましいと考えますが、果たして、国民の税負担の現状、特に低所得者層の負担がたえがたく高いものであるのか、またそのような危惧があったならば、どのような処置をと

られようとしておられるのか、伺ってみたいと思
います。

が、一口に租税特別措置と言いますが、その内容は実に多様で、個人に対して少額の貯蓄を奨励するもの、専ら家を助けるもの、また企業に対する

て公害防止費用の負担をしやすくするもの等、いろいろございます。そしてそれぞれの措置は、そ

のときどきの重要な政策目標の推進のために、それなりの役割りを果たしているものと認められますが。それぞれの一つ一つの措置の評価はいろいろ

ございますが、ただ租税特別措置をすべて一まとめにして大企業優遇措置ときめつけ、これをすべて

て廢止しなくては説教の公平に障害されないといつた批判は当を得たものとは言いがたいと思います。

しかし、租税特別措置は、特定の政策目的のために課税の公平を何がしか犠牲にするものでありますので、その政策目標が社会経済の進展に間に合して合理的なものであるかどうか、また、その便

遇の度合いが課税の公平の原則に照らして過度なものでないかどうかの見直しが常に行われなければならないものと考えます。今回、これまで以上に公平の視点を重視してその見直しを行い、積極的に整理合理化に努めたことは、時宜を得た適切な措置であったと思います。もちろん、改正はこれにとどまらず、今後とも社会経済環境の変化に即応してこのような見直しを続けるべきと考えま

ですが、政府の御決意を伺います。

次に、自動車関係諸税の税率引き上げについて述べます。自動車関係諸税、すなわち、揮発油

油税、地方道路税及び自動車重量税の税率引き上げが予定されておりますが、これも国民的関心のきつめて高いものであり、この時期に選択的措置

の対象として自動車関係税を選んだ理由について伺います。

さらに、今後の財源対策についてですが、今後における経済の成長速度が、従来と異なり安定的に推移するとするならば、今後、財政収支が自然

増収によつてバランスが保たれることは、きわめてむずかしい問題と思われます。

一方、公債の償還充実等のために、財政需要は増加を続けるものとなるでしょう。これによる財政ギャップは当面公

債によって埋められるでしょうが、公債への依存をいつまでも続けることは、健全な財政運営とすべきであります。特例公債からの脱却のために

は、歳出の面において、既存の制度、慣行の見直しを含め、極力歳出の合理化、効率化が進められなければならぬのは当然ですが、同時に、歳入の面でも、必要な負担を国民がどのような形で分かち合うかという問題について、真剣な検討が進められなければなりません。

過日のお算委員会において、五十四年度もしくは五十五年度には特例公債から脱却することを目標にした財政収支試算が提出されました。そのため税制面でどのような対応策を講ずるおつもりか、大蔵大臣のお考えを伺います。

生活に与える影響を最小限にとどめながら、新たな発展を目指して、この租税特別措置法を初めとして経済運営をされている努力は十分に評価ができますが、一方、国民の側からすれば、決してそのような信頼感を抱いてばかりいるとは決らない面がござります。

それには、一つには、たとえ石油危機がなかつたとしても、資源が乏しく立地条件に恵まれないわが国が、高度経済成長を今後も続けるといううことは、きわめて困難な道のりであつたにもかかわらず、その説明が十分されていなかつたという占めなくてはならないと思います。

しかし、たとえ高度経済成長ができないとして、も、総理の考えておられるライフサイクルの構相にもあるように、はじめて働く意欲のある者が、

老後においても、あるいは万一の病気のときにおいても、心配なく生活できるという最低限の保障を得られるような健全な社会を築くためにも、社会福祉や社会資本の充実はさらに進めていかなくてはなりません。これに対してもつかる財政の厚い壁との問題を総理はいかに克服しようとしておられるのか、御見解を伺います。

さらだ、最後にもう一つ重要なことがござります。たとえいかにりっぱな政策が立案され、施行されても、國民が政治を信頼し、それに協力しなければ、政策が健全に機能し、國民生活には役立ち得ないのであります。(拍手)それには、総理がより立ち

く言われるよう、政治に対する信頼を高める努力がさらに必要であります。そのためには、国民の疑惑を生むような問題は、政府みずから手で徹底的に調査し、国民の前に明らかにすることによって、政治に対する信頼を回復できるよう最大限の努力を払うべきだと考えますが、總理の御決意のはどをお伺いして、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

〔内閣総理大臣三木武夫君登壇〕

○内閣総理大臣(三木武夫君) 大石君の御質問にお答えをいたします。

大石君は、今後政治は国民の福祉の増進を目指さなければならぬ、それにはやはり国民の協力を求むべきではないかというお話をございました。確かに今後の政治の目標は、国民福祉の増進に確

ことは申すまでもないわけぢやござります。いま

國務大臣大平正芳君登壇

大石君の御指摘になつた、私の言う生涯福祉計画の「こゝとき施策を充実するためにも、どうしても今日は国民の理解を得て、福祉の増進については国民も心分の御負担を願うということに理解を得なければいかぬわけでございまして、今後日本が福

○國務大臣（大平正芳君） 第一の御質問は、来年度の税制改正の基本的な考え方についてでござります。仰せのように、厳しい財源事情でござりますので、来年度は一般的な減税をいたさない、しかししながら、景気対策上の配慮から一般的な増

社の増進を進めていくためには、どうしても国民の心分の負担ということとの協力も得なければなりませんから、政府は、今後、国民の理解を得るためにあらゆる努力を行つて、日本を福祉の面においては世界にひけをとらぬような状態を持っていきたいと考えておる次第でござります。

税も考へないという基本方針で臨んでおるわけでござります。しかしながら、特別措置の見直しがつきましては、従来もやつてまいりましたけれども、今日のような厳しい財源事情もござりまするし、社会的公正という視点からも、今回におきましても、一層厳しく見直す必要を感じまして、きょう御提案申し上げましたような法案を用意いたしました。

一掃されなければならぬという御指摘でございま
す。大石君の御指摘のように、政治は国民の信頼
に結ばれるものでありますから、それを根本から
搖るがすようなことであつては、民主政治は成り
立たないわけであります。ことに政治が問われて
おるのはやはり道義的責任であります。法律的に

たしたわけでもあります。
また、自動車税でございますが、これは諸外国の同種の税金に比較いたしまして、相対的にまだ低い状況にござりまするし、燃料課税のうち従量課税方式をとつておるものにつきましての見直しの必要もございましたし、また、先ほど説明もいた

抵触しないというようなことは言うまでもない」とで、道義的責任が政治には問われておるわけでござりますから、われわれが自肅自戒しなければならないことは申すまでもないわけで、そのためには、政治に対する疑惑というものは、これはもう政府は積極的にその疑惑を解明して、国民に対する歩であると、強い決意を持つておる次第でござります。(拍手)

しましたように、環境の保全、資源の節約あるいは道路財源の充実というような見地から、若干の増税を考えることにいたしたことの御理解賜ります。いと存じます。

第二に、所得税減税をなげ見送ったかという御質問でございました。とりわけ、一般的な減税ではなくとも物価調整減税程度はやるべきであるということは、確かに説得力のある考え方だと思うございますけれども、政府としては、所得税

お答えをいたします。

内閣總理大臣三木武夫君登壇

1

3

官 報 (号 外)

税というものは、何も単年度で勝負をすべき性質のものでもなく、長い間減税を積み重ねてまいりましてわが国におきまして、この財源事情が厳しいときに、来年度所得税減税を見送らしていただきましても、非常な不当な措置であるとは考えていないのですが、また、今日、景気対策上の配慮からいたしましても、所得税減税によるよることは、たびたび申し上げておるよう、端的に需りの喚起につながる公共投資によるべきであると判断したためでございます。

政府も事実毎年これの見直しをやつてきておるわけだとさいまして、今後も、残された問題についてまして、さらに事態の推移等に即応いたしまして見直してまいる方針でござります。

最後に、中期の財政展望と増税との問題についてのお尋ねでございました。

いうのは、一体高目なのか低目なのか適正なのかという御質問でござりますが、一般にわが国の租税負担は、先進諸国に比べまして比較的低い水準にありますことは幸せだと考えております。そのうちの大宗でございまする所得税負担も、私は諸外国に比べまして低目に決められておると思います。課税最低限百八十三万円というのも、先進諸国と比較いたしまして相当高目に課税最低限が設定されておることからも御理解いただけると思ふ。

それから、特別措置の見直しの問題でございま
すが、これはもとより大石さんおつしやるよう
に、政策的目的を達する一つの手段としているい
る特別措置が考えられたわけでございますけれど
も、これが間々すれば既得権化する、あるいは慣
性化する傾向を持つておりますので、毎年これを
見直してまいる必要が強く叫ばれておりますし、

政府も事実毎年これの見直しをやっておるわけだとさいました、今後も、残された問題につきまして、さらに事態の推移等に即応いたしまして見直してまいる方針でござります。

最後に、中期の財政展望と増税との問題についてのお尋ねでございました。

この間、予算委員会に政府が出しました試算是、いわば五十年代の前期の経済計画の概算をベースにいたしまして、国民生活の安定充実を図りながら特例公債からの脱却を図るにはどういうような姿になるかという試算を試みたわけでござります。五十四年度に脱却できる案と五十五年度に脱却できる案と、両方を提示申し上げたわけでござります。

この両案におきまして、あとより若干の增收が期待されておるわけでござりますが、それをどういう税目でいつこの增收を図つてまいるかということにつきましては、これは国民の負担に係る問題でもござしますし、今後の財政の推移にまたなればなりませんので、税制調査会初め各方面の真剣御検討をいただかなければならぬわけでございますので、いまどういう税目を考えておるかということをお答え申し上げる段階でないことは御理解を賜りたいと 思います。(拍手)

だいま上程されました租税特別措置法の一部を改正する法律案について、政府の所信をたださんとするものであります。

五十一年度の税制改正案は、三木内閣と自民党の反国民的性格が浮き彫りにされたものであります。ミニ改正にとどまつた案の内容は、総選挙を意識して、税調の答申さえ一部を削り取り、政治的摩擦は回避し、企業税制の改革は見送り、租税特別措置等、不公正税制改革はお茶を濁した程度にとどめ、巨額の歳入欠陥を埋めるための増税も、選択的増税といった、いわば取りやすいところから取り、国民には実質的増税を強制しようとするものであり、長期的展望を欠いた税制改革であります。

今日の財政危機は、単に不況による経済動向で

収入を考えない財政運営はないのです。財政資金の確保は増税か借金によるしかないと言われるときには、三木内閣は、だれも腹の痛まない、その実は勤労国民にしわ寄せされる借金の道をとり、公債への依存率を三〇%に高める放漫財政でピンチを切り抜けようとしております。

インフレ利得を放置し、税源のあるところから税収を求めず、安易な国債発行で財源を得ることは、税の不公正をさらに拡大することであります。（拍手）財政による景気対策はうまくいっても、景気回復とインフレの同時進行を引き起こすのが今日的フィスカルポリシーの限界だと言われております。

今日の財政危機は、単に不況による経済動向のみ帰せられるものではなく、大企業優遇、資産所得課税の不公正税制によつてゐることは明らかであります。日本経済の低成長過程への移行に伴い、高度成長型税制の改革がいまこそ必要になつております。政府にはこのような事態の認識も目られず、抜本的税制改革に着手しようとする姿勢が全く見られないのは、日本の財政の危機をさらるべきことではありません。

あなたは、最悪の間接税増額とも言えるインフレに逃げ込み、社会的不公正をさらに拡大しようとしているのではないか、社会的不公正の是正という言葉だけの三木内閣ではないのか、あなたの決意を伺いたいのです。

大平蔵相にただしたいのは、借金財政からの脱出という課題から見て、今回の税制改革、特に租税特別措置法の改正に対していくかなる基本的考え方をしておられるかということです。

さきほどの予算委員会で、あなたは財政の中期見通しを立て、又度内二見二、会計と題しておられたが、この見通しは、

三木総理にただしたいことは、あなたの公約にある社会的不公正の是正を財政面でどのようにして確保していくのかということです。それから取り組む政治姿勢について伺いたいのであります。

○議長(前尾繁三郎君) 村山喜一君

卷之三

ならないとなつたら、増税に踏み切らざるを得ない。しかし、一般的な増税は総選挙を前にしてできない。ことしはその地ならしのために所得減税は本格的な増税は総選挙が済んでからにしたい。物価調整減税もやらない、地方税の住民見送る、物価調整減税もやらない、地方税の住民税均等割も引き上げておく。しかし、増税に踏み切るために、不公平税制の見本のように言われる租税特別措置法にはメスを入れないと増税への地ならしができない。ところが、企業は不況で困っている、余り大きなことはやれない。

このような背景のもとに、あなたの行ったことと言えば、全面的に見直しを行い、整理合理化を図つたと言ひながら、結果は百五十億円の増徴にとどめ、反面、会社臨時特別税の継続は、期限が来たから取りやめにして、九百五十億円は税金として取らないで、大企業には差し引き七百億円の減税の恩恵を与えることなどありますか。

あなたは、かつて、日本の軍部が横暴をきわめ、満州事変を引き起こし、戦時体制下にあって三二%の国債を発行した高橋財政の教訓を、どの程度くみ取つておられるのでありますか。一時の便法が何をもたらしたか。歴史的な反省の上に税制改正を進めていこうとするのか。その立場から今回の税制改正案を提出されたのか。租税特別措置の整理合理化がなぜこの程度にとどまつたのか、追加四項目を含めてなお百八十九項目が温存されることになつたが、今後どのようにするのか、明らかにされたいのであります。(拍手)

法人に対する減免税措置という不公正税制は、ある配当軽課制度、法人受け取り配当の益金不算入制度及び配当控除制度、または各種の引当金等の再検討を初め、法人の実効税率、減価償却率等のあり方についても検討を加えなければなりませんが、その改正への意思があるのか、あるとするならば、どのようにするのか、明らかにされたい

のであります。

わが党は、今日の段階では、租税特別措置を全廃にするとの基本方針に立つとともに、法人には利潤税的発想のもとに、大法人にはより多くの税負担を求めるため、法人税率に超過累進税率を採用すべきだと考えております。それによつて法人の決意のほどを示されたいのであります。

次に、大平蔵相並びに田中厚生大臣に伺いたい

医師の社会保険診療報酬課税の特例についてであります。

自動車関係諸税引き上げの内容は、二五%ない

し二二・五%の大引き上げになつております。

次に、自動車諸税の引き上げについてであります。

自動車関係諸税引き上げの内容は、二五%ない

し二二・五%の大引き上げになつております。

自動車関係諸税

新税の創設はできない状態にあります。全野党が反対をする付加価値税等の創設は断念して、いまの税制を手直しし、活用を図ることが政府の任務であると考えておりますが、いかがでありますか。(拍手)

最後に、今回の政府税制改正案で所得税減税が見送られたことは、依然として高い消費者物価の上昇率のもとで、労働者には実質増税を押しつけることであり、さらに問題とすべきは、不況克服という政策目標にとっても誤った政策手段となることがあります。

まず、物価調整減税について言えば、政府の試算でさえ、現行四人家族の課税最低限度百八十三万円を五十一年度物価上昇率相当の八・八%引き上げると二千五百億円の財源を要するという数字が出されています。これは二千五百億円の物価調整減税が必要なことをあらわしているものであります。減税見送りはこれだけの増税であり、労働者にこの負担を強いる理由を明確にされたいのであります。

第二に、減税政策と景気対策との関連であります。

景气回復のおくれている原因の一つは、個人消費支出の停滞にあることは明らかであります。減税の効果は、アメリカの例を引くまでもなく、学者、専門家、さらに財界人さえもその必要性を認めているではありませんか。日本の需要構造では、個人消費支出の比率は高度成長過程で低下し

てきておりました。消費構造を変え、当面の景気対策のためにも所得税減税を実施すべきであり、経済政策としても正しいと信じております。

私は、以上の二点から、低所得者層を中心に一兆円の所得税減税の実施を要求するものであります

が、政府の率直な見解を求めるものであります。

(拍手) なお、政府は財源不足を指摘するかもしませんが、租税特別措置による減免税額は五十一年度

幾らか上ると見込んでいるのか。五十一年度は、国税で七千九百六十億円、交際費課税による増税分を控除しても純減免税は五千六百十億円に達し、地方税ともには九千五百九十二億円と、約一兆円

にも及んでいます。財源は十分にある

것입니다。要は政府の姿勢のいかんにかかる

ところです。臣の所信を伺いまして、私の質問を終わります。

(拍手) 〔内閣総理大臣三木武夫君登壇〕

○内閣総理大臣(三木武夫君) 村山君の御質問に

お答えをいたします。

五十一年度の税制改革案、これはインフレ利得

を放置して安易な赤字公債に依存している政府の姿勢を示すものだというようなお話をございました

たが、村山君も御承知のように、今日求められておるものは景気の回復であり、景気の回復を図らなければ、雇用の安定も期しがたいのであります。しかし、さりとて今日、一般的な増税を行う

情勢ではございません。あえて多額の特例公債を発行して、財政面から景気の浮揚を図ろうとしたことは、これはやむを得ない処置であると存じます。

また、厳しい財政事情や国民負担の現状を考慮して、所得税減税を見送ることにしましたが、景気対策に矛盾しない範囲内で、選択的な増税措置を講ずることにしております。

このような時期であるだけに、これまで以上に、村山君の御指摘のように、課税の公平を重視することは、これはお説のとおりでございます。

そういうことから、租税特別措置に対して全面的な見直しを行つたわけでございます。

来年度の税制改革は、まさに困難な財政経済の状態のもとにおいては、考えられる最善のもの

であると考えておる次第でございます。

次に、現在のような状態で新税で増税を國るようなことは不可能に近い、現在の税制を見直してみる必要があるというような意味の御質問がございました。

将来において国民に負担の増加を求めることがあります。

なる場合においては、現行の税制を改めて見直すことが必要であることは申すまでもございません。そして新税の創設などの場合には、幅広い検討がなさるべきであって、そういう場合には、どう

なれば、雇用の安定も期しがたいのであります。しかし、さりとて今日、一般的な増税を行う

うばかりでなく、今後において新税を創設するといふことは、国民の協力を得なければできることがない、かように政府は考えておる次第でござります。

〔内閣大臣大平正芳君登壇〕 ○国務大臣(大平正芳君) 村山さん仰せになるよう、現行税制の根本的な見直しという課題は確かにあるわけでございます。けれども、たびたび政府が申し上げておりますように、いま経済情勢が大変流動的でございますので、根本的な改革に手を染めるような時期でございません。したがつて、一般的な増税あるいは一般的な減税は差し控えるという態度をとらしていただきましたとおは、先ほど大石君の御質問にお答えいたしたとおりでございます。

しかし、といって、あなたがいま御指摘の租税特別措置につきまして、おざなりの見直しをやるというようなことではないわけでございます

ので、この問題につきましては、先ほど總理も仰せになりましたとおり、特にことしは力点を置いたつもりでございます。

企業関係の租税特別措置で、いま減税額が、御案内のよう、約三千億ばかり残つておるわけでござりますけれども、これは平年度千百五十億ばかりこれを整理するという措置をいたしたわけでござりますので、これまでの見直しからいたしますと、私は相當程度評価していただいてよろしい措

置でないかと自負をいたしておるわけでござります。

す。

しかし、これは村山さんに申し上げるまでもないことでござりますけれども、配当課税の問題でござりますとか、あるいは配当金の益金不算入措置の問題でござりますとか、あるいは各種引当金の問題、あるいは各種減価償却制度の問題等は、私どもは租税特別措置とは考えていないわけなんだと思います。これはいわば課税所得の計算上の問題でございまして、企業会計の原則に従いまして、どの程度課税所得として見るかという問題でござらまじで、こういう問題は、それぞれの制度の本旨に従いまして、政府はそれぞれ適切な措置をとつてまいりできましたし、今後もとつてまいりつもりでござります。

残された租税特別措置につきましては、約二千億企業関係が残つておるわけでござりますが、先ほど大石君にもお答えいたしましたように、今後なお厳しく見直していくつもりでございます。それから、自動車関係の税金の引き上げの問題で、営業車、自家用車ということで、営業車を特に低目にしたことについての御指摘がございまして、たが、これは輸送の効率のことと考え、あるいは料金が認可制になつておるというようなことも考慮しての政策上の配慮でござりますことを御理解いただきたいと思います。

それから、所得減税一兆円という提案に対しての見解を求められたわけでござります。

たが、これは輸送の効率のこととも考え、あるいは料金が認可制になつておるといふようなことを考えての政策上の配慮でございまやることを御理解いただきたいと思います。

それから、所得減税一兆円という提案に対しても、冒頭に申し上げましたように、いま大きな税制の見解を求められたわけだとございます。

改革を行えるような環境でないと、まず私どもは判断いたしておりますことをお断りしておきたいと思ひますが、さらに、来年度所得減税を考える、来年度の時点に限つて所得減税の是非を問われるならば、先ほど大石君にもお答えいたしましたように、私どもといたしましては、来年度は所得税減税は差し控えさせていただきたいという考え方を持っておりまするし、また、景気対策的な問題といたしましても、来年度は所得減税によるべきでないという判断をいたしておりますことも、たびたび本院で政府が述べておるとおりでござりますので繰り返しませんけれども、御理解をいたさたいものと思います。

これはこの土地再評価ばかりじやございません。で、まだ実現していない利益に対する課税の問題で、いたしまして、課税技術上大変むずかしい問題を含んでおりますので、私どもにわかつに賛成できないという趣旨のこととは、本院におきましても、また各委員会におきましても、たびたび申し上げてあるところから御理解を願いたいと思うのですがあります。

それから、付加価値税の問題でございますが、これは先ほどの中期財政展望との関連で増税をどう考えておるかというところからもお答え申し上げたところでございますが、いま政府の頭に、ういう税目をどのようにいつからふやしてまいりかという具体的な構想は、まだないわけなんですが、

さいます。今後こういった問題は、来年度以降も、今まで税制調査会に御審議をお願いした覚えはないけれども、付加価値税という問題について、いよいよ課税を遂げなければならぬ課題でござりますので、ただいままだ政府として全く白紙でありますことを御理解いただきたいと思います。

それから、社会保険診療報酬課税の問題でございますが、これはたびたび申し上げているように、政府といたしましても、次期社会保険診療報酬改定の際考え方をしていただくこととにむかっておりることは、御指摘のとおりでござります。

しかし、いざれにいたしましても、この問題
大変経緯のある問題でござりますし、重大な問題
でございますので、政府といたしましては、國の御納得がいくような措置は何としても講じな
ればならない課題であると心得ておるつもりで
ざいます。（拍手）

○國務大臣(田中正巳君)　社会保険診療に関する特別措置は、診療報酬の適正化が行われるまで特別な措置として発足したことは、当時の議員法の会議録等で明らかなるところであります。その後、幾たびか診療報酬の改定がありましたが、日なお、適正化が達成されたものとの完全な国

的合意を得ることによっては至っておかしくある事実であろうと思われます。今後とも、診療報酬の適正化につき、中医協等の御協力を得て努力する所存であります。

また、予算に九・一%の診療報酬アップを計上したのは、当時、中医協内部の意見の調整ができるないために、中医協の再開がおくれておって、またま予算編成期が来ましたので、五十一年度予算の総合予算主義の事情もありますので、やむを得ずとった措置であります。その後、こうした措置はこれを先例にしないということで、この問題は解消をいたしました。

御承知のとおり、去る十日、中医協が再開されましたので、近々行われる中医協に対する諮問室

では、できる限り疾病構造の変化に対応し、医学、医術の進歩に即応した医療の近代化を図る方向で努力をいたしましたが、今後ともその方向で努力をいたしたいと思っております。（拍手）

○瀬崎博義君 私は、日本共産党・革新共同を表して、租税特別措置法の一部改正案につき、理並びに関係大臣に質問いたします。

方、新たな増税と高負担を押しつけ、それを財源として大企業奉仕の景気対策を大規模に推し進めようとしています。

国鉄運賃、電報電話料金を始めとする公共料金の連続大幅値上げや各種保険料、診療費の引き上げに加え、税制面では労働所得者に対する実質増税、自動車関係税の増税など、労働国民は昭和五十一年度だけで実に三兆円近い大幅な負担増を強いるようとしています。ところが、大企業には、会社臨時特別税の廃止など、実質的にも減税をしているではありませんか。

国民負担の不公正をさらに拡大した三木内閣の財界本位、国民犠牲の政治姿勢は、断じて容認できないものであります。(拍手)その根幹が、大企業に対する特権的減免税であり、わが党は、直ちにその根本的な再検討を強く主張するものであります。

そこで、まず第一に、租税特別措置の改廃をめぐる当面の措置について、總理に質問をいたします。

わが国の租税特別措置法による各種準備金、特別償却、税額控除など大企業に対する減免税措置は、数の上でも内容の点でも世界に例を見ないものであります。税制の不公平を拡大し、大企業の横暴を許し、今日の不況、インフレをもたらした大きな原因の一つであります。国民が、税制改正の第一の要求として、この租税特別措置の厳格な改廃を求めているゆえんもまたここにあります。

外

官 報 号

總理、もしかしながら、国民のこの正当な要求と世論に謙虚に耳を傾け、不公正のは正を名実ともに実行しようとするのならば、このような租税特別措置については、少なくとも、第一に期限が来たものは原則として廃止する。第二に期限未到来でも国民生活にとって政策効果のないものは直ちにやめる、第三に新規の特別措置は認めないという三つの観点を明確にすべきであります。

つとにわが党が、最低限の措置として主張して、それを国民のために使う立場を貫くべきであります。その立場から、大企業向けの準備金、特別償却を廃止すること、法人税法の貸倒引当金、退職給与引当金の繰り入れ率を大幅に引き下げ、配当課税、受け取り配当の益金不算入をやめること、利子・配当所得の分離課税を廃止して総合課税にするとともに、給与所得控除の青天井をやめ、さらに、高額所得者に対する課税の適正化を図る方針を打ち出すべきではありませんか。

(拍手)總理の見解を求めるものであります。特に、これら特別措置は、ほとんど大企業に利用されており、昭和四十八年度末残高、公害防止準備金の九二%、海外投資損失準備金の九七%、試験研究費の税額控除の九六・一%、技術等海外所得の特別控除の九五・八%など、ほとんど大企業の内部留保に奉仕し、既得権と化していることによらして、大蔵大臣の明確な答弁を求めるものであります。(拍手)

この準備金の積み立てと具体的な公害防止支出との結びつきが不明確で、単なる利益留保的な準備金となってしまっており、感心できない制度であることを認めています。また、貸倒引当金を初め各種引当金について、三木内閣は、これを政策資産家優遇税制こそ、今日の財政危機の根源であります。

總理、このような世界にも例がない大企業、大企業に対する特権的減免税のような大衆課税に財源を求めるのではなく、大企業と大資産家から適正に取つて、それを国民のために使う立場を貫くべきであります。その立場から、大企業向けの準備金、特別償却を廃止すること、法人税法の貸倒引当金、退職給与引当金の繰り入れ率を大幅に引き下げ、配当課税、受け取り配当の益金不算入をやめること、利子・配当所得の分離課税を廃止して総合課税にするとともに、給与所得控除の青天井をやめ、さらに、高額所得者に対する課税の適正化を図る方針を打ち出すべきではありませんか。

(拍手)總理の見解を求めるものであります。特に、これら特別措置は、ほとんど大企業に利用されており、昭和四十八年度末残高、公害防止準備金の九二%、海外投資損失準備金の九七%、試験研究費の税額控除の九六・一%、技術等海外所得の特別控除の九五・八%など、ほとんど大企業の内部留保に奉仕し、既得権と化していることによらして、大蔵大臣の明確な答弁を求めるものであります。(拍手)

その二は、特別措置の期限についてであります。その二は、特別措置の期限についてであります。

三木内閣は、大企業に奉仕する海外投資損失準備金を初め、多数の項目の特別措置を、本年度末期限が到来するにかかわらず、さらに延長したばかりか、電力大企業に奉仕する渇水準備金、原子力発電設備の特別償却など、高度成長下で設けられた、大企業のみが利用する特別措置を無期限に続けようとしております。

他方、会社臨時特別税については、期限到来を理由に廃止しようとしていますが、これこそ、三木内閣の大企業奉仕の姿勢を露骨に示したものと言わなければなりません。（拍手）石油危機に便乗した大企業は、現在でもなお、大銀行など、当時の買い占め売り借しへ資金の提供によって巨額の利子収益を上げており、前九月期決算の上位十社のうち入社まで大銀行が占めた事実を見ても、なお存続の必要があることを十分証明しているところであります。

政府みずから、転換と見直しを言うのであるなら、税制調査会答申すら指摘すること、租税特別措置の新設中止はもとより、期限を重視し、大企業の特別措置の延長を廃止し、会社臨時特別税こそ延長すべきです。

以上二点について、大蔵大臣の明確なる答弁を求めるものであります。（拍手）

第四に、所得税減税についてお伺いいたします。

大企業には手厚い減税を、勤労国民には実質増税を押しつける三木内閣の税制改正は、不公正の

三木内閣は、大企業に奉仕する海外投資損失準備金を初め、多数の項目の特別措置を、本年度末期限が到来するにかかわらず、さらに延長したばかりか、電力大企業に奉仕する渇水準備金、原子力発電設備の特別償却など、高度成長下で設けられた、大企業のみが利用する特別措置を無期限に続けようとしております。

他方、会社臨時特別税については、期限到来を理由に廃止しようとしていますが、これこそ、三木内閣の大企業奉仕の姿勢を露骨に示したものと言わなければなりません。（拍手）石油危機に便乗した大企業は、現在でもなお、大銀行など、当時の買い占め売り借しへ資金の提供によって巨額の利子収益を上げており、前九月期決算の上位十社のうち入社まで大銀行が占めた事実を見ても、なお存続の必要があることを十分証明しているところであります。

第五に、自動車関係税について質問いたしました。

本税は道路財源とされてきましたが、道路整備は、高度成長の破綻に照らし、生活道路を中心とすべく、したがって、その配分も地方税の比重を高めるべきものであります。自動車による地域の社会的費用がますます増加している実情を見ても、この際、自動車諸税の地方税への配分を強化すべきと思うが、この点について自治大臣の答弁を求めてお尋ねいたします。

本税は道路財源とされてきましたが、道路整備は、高度成長の破綻に照らし、生活道路を中心とすべく、したがって、その配分も地方税の比重を高めるべきものであります。自動車による地域の社会的費用がますます増加している実情を見ても、この際、自動車諸税の地方税への配分を強化すべきと思うが、この点について自治大臣の答弁を求めてお尋ねいたします。

最後に、税務行政の不公平是正について、総理にお尋ねいたします。

わが党は、国民の輿望にこたえて、わが国の主権と民主主義にかかる黒い金脈の疑惑を徹底的に追及するとともに、大企業本位の不公平税制の是正のため奮闘する決意を述べて、私の質問を終ります。（拍手）

今日、ロッキード社の献金問題をめぐって、右翼団体の幹部である児玉善士夫氏が、合計二十一億円、特に昭和四十七年十一月一日から六日までの短期間に六億円を超える工作資金を受領したと、アメリカ上院多国籍企業小委員会で証言されています。これは、伝えられる児玉氏の昭和四十七年

拡大以外の何物でもありません。

総理は、課税最低限が国際的に高いと強弁していますが、国民一人当たりの可処分所得はアメリカの大割弱、西ドイツの七割にすぎず、しかも、高額所得者と低所得者の格差が著しく拡大し、あります。所得税においても実効税率の逆張りが生じているとき、勤労国民に対する所得税減税な

くして不公平是正なしと言わねばなりません。総理の明確な答弁を求めます。（拍手）

第五に、自動車関係税について質問いたしました。

本税は道路財源とされてきましたが、道路整備は、高度成長の破綻に照らし、生活道路を中心とすべく、したがって、その配分も地方税の比重を高めるべきものであります。自動車による地域の社会的費用がますます増加している実情を見ても、この際、自動車諸税の地方税への配分を強化すべきと思うが、この点について自治大臣の答弁を求めてお尋ねいたします。

最後に、税務行政の不公平是正について、総理にお尋ねいたします。

わが党は、国民の輿望にこたえて、わが国の主権と民主主義にかかる黒い金脈の疑惑を徹底的に追及するとともに、大企業本位の不公平税制の是正のため奮闘する決意を述べて、私の質問を終ります。（拍手）

【内閣総理大臣三木武夫君登壇】

○内閣総理大臣（三木武夫君） 濑崎君にお答えをいたします。

三木内閣の税制は大企業優遇ではないかとい

それから、所得税減税についてでございまして、
が、経済の高度成長に伴う大幅な自然増収に支え
られて、これまで毎年のように実質的な減税を行つてきましたことは御承知のとおりでございます。
その結果、所得税の課税最低限は百八十三万円
と、諸外国と比較しても非常に高い一つの最低限
となつております。また、最近の消費動向から
も、所得税を払つていないような低所得層に対し
ては、社会保障などの施策の充実を図ることが重
要と考えまして、今年度は社会保障関係費で二
二・四%伸びたところでございます。したがつて、
ことしは所得税減税を行わないことにしたと
いうことは御理解を願いたいわけでございます。
また、納税者の権利を尊重して民主的な税務行政
政を確立せよということは、これはわれわれも当然
に考えておるわけでございまして、税務の執行
に対しては、税収を円滑に確保することを使命と
して、課税の公平あるいは税務行政の民主的運
用、これを重視していくことは申すまでもないこ
とでございます。

ロッキード社からの工作資金の問題について、
いろいろ御質問がございました。このロッキード事件
問題に対して、この真相を究明するということとは、
政府の責任であるとわれわれも考えておりますが
ら、このロッキード事件が起こりました直後に、
日本政府はアメリカの政府に対して、いろいろう
わさされておるような政府高官名と言われるよ
るものとの内容も含めて、米国政府の持つておるあ
らゆる真相究明のための材料を日本政府に提供し
てもらいたいという要請をいたしたわけでござい
ます。国民の前に、このような疑惑は、できる限
りの努力を払つて真相を究明しなければならぬと
いうのが強い政府の決意であることを申し上げて
おきたいでござります。(拍手)

にわたりまして改廃を加えたわけでございます。この措置は、なまぬるいという御批判もござりますけれども、いままで行いました見直しの中では、一番駄の深い見直しだったと私ども考えておるわけでございますが、残された問題につきましても、今後一層見直しを加えてまいることに変わりはないわけでございます。しかしながら、先ほど村山議員にも申し上げましたように、準備金でございますとか、あるいは引当金でございますとか、あるいはその他、会計制度上の問題といったしまして、特別措置と言えない所得計算上の技術問題は、商法あるいは会計規則等、税務の実態に即しまして鋭意考えていくつもりでございます。したがつて、あなたが御指摘の引当金と実績の対比ということにつきましても、今後、実態を見きみてながら漸次是正してまいるつもりでござります。

それから、給与所得控除の問題、あるいは法人の配当課税の問題、あるいはキャピタルゲイン課税の問題等、いろいろ御指摘がございましたけれども、これらの制度につきましては、先ほどもお答え申し上げましたとおり、私どもいたしまして、合理的な見直しを行なうなら、課税の充実に努めてまいることに変わりはないわけでござります。

とりわけ、利子・配当所得の総合課税でございますが、これは今後、いま五年間の猶予をいただつきまして、総合と分離の選択課税を認めていただきたいと思いますけれども、実際、総合課税ができる条件の整備ができますならば、総合課税に踏み切るつもりで用意をいたしておりますところでござります。

それから自動車課税につきまして、中小企業に圧迫を与えるのではないか、これをやめるつもりはないかということなどをさしますけれども、これは自動車課税は限時立法でございましたので、期限が参りました機会に見直しました結果、諸外国に比べまして若干低目にござりまするし、また各

〔國務大臣福田一君登壇
○國務大臣（福田一君）瀬崎さ

壇

発行を予定しております。きわめて深刻な歳入不足が予想され、いまや税制度の抜本的な改革が急

それから、所得税減税についてでござりますが、経済の高度成長に伴う大幅な自然増収に支えられて、これまで毎年のように実質的な減税を行つてきることは御承知のとおりでございます。その結果、所得税の課税最低限は百八十三万円と、諸外国と比較しても非常に高い一つの最低限となつております。また、最近の消費動向からも、所得税を払つていないような低所得層に対しても、社会保障などの施策の充実を図ることが重要と考えまして、今年度は社会保障関係費で二・四%削減いたしましたところでございます。したがつて、ことしは所得税減税を行わないことにしたということは御理解を願いたいわけでございます。

また、納税者の権利を尊重して民主的な税務行政を確立しようとすること、これはまことに当

にわたりまして改廃を加えたわけでございます。この措置は、なまぬるいという御批判もございますけれども、いままで行いました見直しの中では、一番駄目の深い見直しだったと私ども考えておるわけでございますが、残された問題につきましても、今後一層見直しを加えてまいることに変わりはないわけでございます。しかしながら、先ほど村山議員にも申し上げましたように、準備金でござりますとか、あるいは引当金でございますとか、あるいはその他、会計制度上の問題といった問題は、商法あるいは会計規則等、税務の実態に即しまして鋭意考えていくつもりでございます。したがつて、あなたが御指摘の引当金と実績の対比などいうことにつきましても、今後、実態を見き

種の政策目的からいたしまして、この税目は若干増税をお願いとしても差し支えなかろうという判断で今度の改定をお願いいたしておるわけでござります。しかし、これは一般財源として取り入れるつもりは当分ないわけでございまして、道路財源はまだ当分必要なわけでございますので、引き続き特定財源として活用させていただきたいと考えております。

また、これと同時に、地方のこれに相当する軽自動車税等も若干の税率の改定をいたしておりますので、地方財源におきましても、今までよります割合のいい自主財源が保障されておりますので、中央、地方の財源の分配上、このために不公正を乗せておるとは考えていないわけでございま

◎ 電影研究

坂口力君

部を改正する法律案

種の政策目的からいたしまして、この税目は若干増税をお願いしても差し支えなかろうという判断で今度の改定をお願いいたしておるわけでござります。しかし、これは一般財源として取り入れるつもりは当分ないわけでございまして、道路財源はまだ当分必要なわけでございますので、引き続き特定財源として活用さしていくべきだといふ考えております。

また、これと同時に、地方のこれに相当する軽自動車税等も若干の税率の改定をいたしておりますので、地方財源におきましても、いままでよりまして割合のいい自主財源が保障されておりますので、中央、地方の財源の配分上、このために不公平を来しておるとは考えていいわけでござります。

〔国務大臣福田一君登壇〕

○国務大臣(福田一君) 濑崎さんにお答えを申し上げます。

ただいま道路関係諸税についての自治省の方針を御質問になりましたが、すでに御案内のように、道路につきましては、国道は九〇%ほど整備が進んでおります。府県道は六五%くらい、それから市町村道は二〇%でござります。しかも府県道の場合には十二万キロくらいであります。が、市町村道はまだ九十万キロあたり整備をしなければならない面があるのでありますから、これはどう考えてみても、この市町村道というか、この地方自治体の財源というものを考えて、自動車関係諸税の配分をしなければならないというのが自治省の考え方でございまして、この点は強くこれを要請いたしております。ただいま大蔵大臣からもお答えをいたしましたが、そういう意味合いにおいて、今回のこの法律におきましても、明年度においては、軽油引取税の税率の引き上げ、自動車取得税の暫定税率の延長、また、国税においても、その収入額の一部が地方道路財源となるガソリン税及び自動車重量税の税率を引き上げることとして、地方道路財源の充実を図るということにいたしま

○副議長(秋田大助君) 坂口力君。
〔坂口力君登壇〕

○坂口力君 ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案について、公明党を代表して、総理並びに関係大臣に質問をいたします。(拍手)

昭和四十九年、五十年の税収不足に引き続き、五十一年度も、政府予算案では、赤字国債三兆七千五百億円を含み、七兆二千七百五十億円の国債発行を予定しております。きわめて深刻な歳入不足が予想され、いまや税制度の抜本的な改革が急務であります。したがいまして、租税特別措置法を中心に、五十一年度税制改正全般にわたって質問を行うものであります。

まず最初に、三木総理にお尋ねいたしますが、昭和五十一年度に予想される七兆二千七百五十億円という巨額な歳入不足は、百万人もの失業者を発生せしめ、多くの企業倒産を続出せしめている政府の経済政策の失敗の一断面であり、これにはおかむりをすることは、決して許されないはずであります。総理は、この政治責任をどう感じてお見えになるか、まず明らかにしていただきたいのであります。

五十一年度の税制改正については、わが国の経済財政事情から考えて、歳入の確保、総理の公約である社会的公正を図るための不公平税制の是正、景気対策としての税制改正など、解決をしなければならない重要な課題があつたはずであります。しかしながら、政府の改正案は、歳入の確保は安易な赤字国債を初め国債の発行に頼り、不公平税制には根本的なメスを入れず、わが国経済の現状から、景気対策上最も効果的であると考え

こうした政府のあいまいな税制改正の態度が、歳人不足をますます深刻化し長期化するものであり、国民の納税意識に悪影響を及ぼすことは必至であります。私は、今回の租税特別措置の整理合算理化について、大蔵大臣が財政演説でみずから述べられた高い評価とは全く逆で、きわめて糊塗的なものであると断じざるを得ないのであります。

質問の第一は、租税特別措置法の改正項目を見ますと、その対策となつたものは、百九十六項目のうち、廃止十一項目を含めて約七十項目であり、金額にすると、五十一年度の税収はわずか五十億円であり、租税特別措置全体による減収額や歳入不足額から見ると、まさに爪上の土であります。

大臣は、のことについて、企業の事業年度が云々と言われるかもしませんが、しかし、わが国の歳入不足の深刻さは、そんなに悠長なことを言つていられないはずであります。

また、今日の歳入不足は、昭和四十九年度末から明らかなものであり、わが党の再三再四の要求にもかかわらず、いたずらにその時期を引き延ばしたもの政府であります。

さらばに、今回の対象にならなかつた所得税の制度、事業の償過措置の廃止や、ようやく手をつけた交際費、費課税などもきわめて糊塗的な改正に終つたことを含めて、早急に租税特別措置全体について、さらに徹底的に洗い直すことが緊急であると考えます。この点について大臣のお考えを伺ひます。

加えて、政府が法人税本法の中に組み込まれているからとして、全く手をつけていない各種引当金、配当軽課、法人の受け取り配当の益金不算入制度なども、その実態が大企業の優遇制度となつて

てることは明らかであり、廃止及び縮小の方向で見直す必要があるものであります。あわせて答弁をお願いいたします。

質問の第二は、会社臨時特別税についてであります。これについて政府は、期限が来たとか、議員立法であるとか、また不況の中で利益を上げるのは企業努力によるものであるとかの理由で廃止することにしています。しかし、その実態は、依然として大銀行がベストテンの上位八位まで占めていることや、物価の先行きが懸念されていることなどから見て、その立法の趣旨や背景がすべて

解消したとは考えられないのです。また、その税収額から見て、大企業にとっては、租税特別措置の整理合理化の相殺といううえに、むしろ実質的減税と言わざるを得ません。そこで、この税制度の存続を主張するとともに、再び議員立法で提案された場合いかなる態度をとられるのか、御答弁を賜りたいのです。

第三に、自動車関係諸税の引き上げについて伺います。

自動車関係諸税を見直すということについては賛同するものであります。しかしながら、政府のような安易な引き上げは、大衆課税の強化や物価押し上げ要因となり、ひいては雇用問題まで発展することは明らかであります。

また、政府の提案理由である資源、環境、道路

財源問題などは、単に税制度にしお寄せするのではなく、総合的な見地から早急に解決を図るべき重要なものであり、この点について大臣の答弁を願うものであります。

質問の第四は、所得税の減税を全く行わなかつた点についてであります。

所得減税の見送りは、政府の租税及び印紙収入の資料では、所得税の歳入が五十年度の補正予算収入

に比べ、兆一千億円の増収となり、見えざる増税となつてゐることが明らかであります。この見えざる増税の被害者の大多数が、いわゆるサラリーマン階層であり、学識者等の試算によりますと、

たとえばベースアップ率が政府の言う一けた台と板定しても、年収二百萬円の標準家庭では対前年に比べ負担割合は八〇%もふえ、年収三百万円で二七%、四百万円で二四%、五百万円で二〇%と負担増となるばかりか、低所得者ほど負担割合がふえるという逆累進の形となってくるのであります。

わが国の国民生活は、政府資料でも明らかなるに、インフレ、不況の最大の被害者は低所得者層であり、高所得者との格差は聞く一方であります。実質的増税に加え、消費者物価の上昇と社会保険料の引き上げのために、生活破綻を招くことは必至であります。

また、政府関係者は、わが国の租税負担率は国際的に見て低いことを唯一の根拠に減税の見送りを主張されますが、これもまた余りにも国民生活から離れた一方的な見方であります。

すなわち、政府資料による国民一人当たりの可処分所得の国際比較は、一九七三年において米国の四千百八十一ドル、西独の三千四百五十二ドル、フランスの三千百九十八ドルに比べ、わが国は二千四百九十二ドルとはるかに低いものであり、先進諸国と生活水準の格差はまだ大きなか聞きがあると考えるものであります。

このような実情から勘案しますと、租税負担率のみをもつて減税見送りの根拠とするとは、やむを得ないと言わなければなりません。大臣の明確な答弁を伺うものです。

質問の第五は、景気対策と所得減税についてであります。

大蔵大臣は、減税をしても貯蓄に回るから等の見解を示されていますが、私は、なぜ国民が衣食住を節約して貯蓄しなければならないかに思いをはせるのであります。

言うまでもなく、社会保障の後進性が将来の生活不安を呼ぶ最大の原因であり、ここに政治の咎があると言わざるを得ません。もし減税分が全部貯蓄に回るとすれば、それは三木内閣の示す政

二七% 四百万円で二四% 五百万円で二〇% と負担増となるばかりか、低所得者はほど負担割合がふえるという逆累進の形となつてくるのであります。

わが国の国民生活は、政府資料でも明らかのように、インフレ、不況の最大の被害者は低所得者層であり、高所得者との格差は開く一方であります。実質的増税に加え、消費者物価の上昇と社会

保険料の引き上げのため、生活破綻を招くことは必至であります。

また、政府関係者は、わが国の租税負担率は国際的に見て低いことを唯一の根拠に減税の見送りを主張されますが、これもまた余りにも国民生活から遊離した一方的な見方であります。

すなわち、政府資料による国民一人当たりの可

処分所得の国際比較は、一九七三年において米国
の四千八百八十一ドル、西独の三千四百五十二ドル、
ル、フランスの三千百九十八ドルに比べ、わが国
は二千四百九十二ドルとはるかに低いものであ
り、先進諸国と生活水準の格差はまだまだ大きな
開きがあると考えるものであります。
このようない実情から勘案しますと、租税負担率
のみをもつて減税見送りの根拠とするとは、さ

わめて不适当であると言わなければなりません。大臣の明確な答弁を伺うものです。

質問の第五は、景気対策と所得減税についてであります。

大蔵大臣は、減税をしても貯蓄に回るから等の見解を示されていますが、私は、なぜ国民が衣食住を節約して貯蓄しなければならないかに思いをはせるのであります。

言うまでもなく、社会保障の後進性が将来の牛
活不安を呼ぶ最大の原因であり、ここに政治の咎
因があると言わざるを得ません。もし減税分が今
部貯蓄に回るとすれば、それは三木内閣の示す政

策がいかに国民に受け入れられないかを示すものであります。将来への展望を示す政策と減税をセットにして国民に示すことこそが急務であると考えるものであります。

さらに、政府経済見通しによると、国民総生産に占める個人消費支出の割合が約五七%になっていることから、個人消費支出の帰趨が五十一年度経済に及ぼすウエートはきわめて大きいと言わねばなりません。したがって、減税を抜きにした景気浮揚は考えられないのです。

政府の主張する公共事業投資一辺倒の景気対策と、わが党がかねてから主張する社会保障計画に所得減税を加味した景気対策との違いについてどう考えられるか、納得のいく答弁を伺いたいのです。

質問の第六は、物価調整減税についてであります。

政府は、五十一年度の消費者物価の上昇率を見込みを八・八%としながら、これに伴う調整減税すら全く行おうとしておりません。政府は、少なぐとも四十年度から四十七年度の間は、五十一年度予定よりも低い消費者物価の上昇率であっても物価調整減税を行つてきたにもかかわらず、昭和五十一年度はなぜ行わないのか。また、四十九年度の減税が大幅であったからという理由は、その後の物価上昇や国民生活の可処分所得の推移から見て納得のいく理由にはならないのであります。

この点について答弁を求めるとともに、私は、ペースアップ率が政府の予想する一けた台であつた場合、個人消費支出の伸びが政府見通しの二・七%を達成できるとは、過去十年間の政府統計から見てどうしても不可能であると断ぜざるを得ないのであります。

政府は、みずから見通した個人消費支出二三・七%の伸びが不可能となつた場合、減税を行う意思があるかどうか、あわせて伺うものであります。

と見えるものであります。さらに、政府経済見通しによると、国民総生産に占める個人消費支出の割合が約五七%になつて、ことから、個人消費支出の帰趨が五十一年度経済に及ぼすウエートはきわめて大きいと言わねばなりません。したがつて、減税を抜きにした景気浮揚は考えられないのです。

政府の主張する公共事業投資一辺倒の景気対策

政府は、五十一年度の消費者物価の上昇率の見
質問の第六は、物価調整減税についてであります。
所得減税を加味した景気対策との違いについてどう考
えられるか、納得のいく答弁を伺いたいのであります。
これが我がかねてから主張する社会保険言収
とす。

込みを八・八%としながら、これに伴う調整減税率すら全く行おうとしておりません。政府は、少なくとも四十年度から四十七年度の間は、五十一年度予定よりも低い消費者物価の上昇率であつても物価調整減税を行ってきたにもかかわらず、昭和五十一年度はなぜ行わないのか。また、四十九年年度の減税が大幅であったからという理由は、その後の物価上昇や国民生活の可処分所得の推移から

見て、納得のいく理由にはならないのであるから、この点について答弁を求めるとともに、私は、ベースアップ率が政府の予想する一けた台であつた場合、個人消費支出の伸びが政府見通しの二・七%を達成できるとは、過去十年間の政府統計から見てどうしても不可能であると断ぜざるを得ないのであります。

政府は、みずから見通した個人消費支出一三・

七%の伸びが不可能となつた集合 演習を行なう
思があるかどうか、あわせて伺うものであります。
す。

七%に持つていい努力をいたしておりますし、
またそれが可能であるという見通しに立つておる
わけでござりますので、これが達成できない場合
のことは、目下全然考えておりません。（拍手）
○副議長（秋田大助君） これにて質疑は終了いた
しました。

○副議長(秋田大助君) 本日は、これにて散会いたします。

(選出通知)
去る十日、
内予備委員を
した。

、去る十日、本院は検察官適格審査会委員及び同予備委員を次のとおり選挙した旨内閣に通知した。

同予備委員
左藤 恵君（天野光晴君の予備委員）

一、去る十日、本院は国土総合開発審議会委員に
吉義元議員付「喜一君之旨名」^ノ内閣二通加

した。
一、去る十日、本院は東北開発審議会委員に衆議

院議長菅原茂君及び同竹中修一君を指名した旨内閣に通知した。

衆議院議員坂本三十次君及び同片岡清一君を指名した旨内閣に通知した。

一 去る十日、本院は首都圈整備審議会委員に衆議院議員廣瀬秀吉君を指名した旨内閣に通知し

一、去る十日、本院は離島振興対策審議会委員に衆議院議員福岡義登君を指名した旨内閣に通知

一、去る十日、本院は国土開発幹線自動車道建設

一、去る十日、本院は北海道開発審議会委員に幾旨内閣に通知した。

議院議員安田寛六君を指名した旨内閣に通知した。

員に衆議院議員松永光君を指名した旨内閣に通知した。

内閣総理大臣官房 環境省環境衛生部長	内閣総理大臣官房 環境省環境衛生部長	内閣総理大臣官房 環境省環境衛生部長	内閣総理大臣官房 環境省環境衛生部長
厚生省官房審議官	厚生省官房審議官	厚生省官房審議官	厚生省官房審議官
同	同	同	同
大蔵省理財局次長	大蔵省理財局次長	大蔵省理財局次長	大蔵省理財局次長
同	同	同	同
大蔵省国際金融局次長	大蔵省国際金融局次長	大蔵省国際金融局次長	大蔵省国際金融局次長
同	同	同	同
外務省条約局外務參事官	外務省条約局外務參事官	外務省条約局外務參事官	外務省条約局外務參事官
大蔵大臣官房審議官	大蔵大臣官房審議官	大蔵大臣官房審議官	大蔵大臣官房審議官
同	同	同	同
法務大臣官房訟務部長	法務大臣官房訟務部長	法務大臣官房訟務部長	法務大臣官房訟務部長
外務省アジア局次長	外務省アジア局次長	外務省アジア局次長	外務省アジア局次長
外務省経済局次長	外務省経済局次長	外務省経済局次長	外務省経済局次長
賀集 哲	賀集 哲	賀集 哲	賀集 哲
佐藤 兼二	佐藤 兼二	佐藤 兼二	佐藤 兼二
佐々木孝男	佐々木孝男	佐々木孝男	佐々木孝男
野津 聖	野津 聖	野津 聖	野津 聖
伊勢谷 三樹郎	伊勢谷 三樹郎	伊勢谷 三樹郎	伊勢谷 三樹郎
柳井 昭司	柳井 昭司	柳井 昭司	柳井 昭司
朴木 正	朴木 正	朴木 正	朴木 正
吉田 六郎	吉田 六郎	吉田 六郎	吉田 六郎
水口 昭	水口 昭	水口 昭	水口 昭
片山 充	片山 充	片山 充	片山 充
島村 史郎	島村 史郎	島村 史郎	島村 史郎
今泉 昭雄	今泉 昭雄	今泉 昭雄	今泉 昭雄
房同和対策室長	房同和対策室長	房同和対策室長	房同和対策室長
総理府人事局次長	総理府人事局次長	総理府人事局次長	総理府人事局次長
公正取引委員会事務局官房審議官	公正取引委員会事務局官房審議官	公正取引委員会事務局官房審議官	公正取引委員会事務局官房審議官
経済企画庁長官官房参事官	経済企画庁長官官房参事官	経済企画庁長官官房参事官	経済企画庁長官官房参事官
行政管理庁長官官房審議官	行政管理庁長官官房審議官	行政管理庁長官官房審議官	行政管理庁長官官房審議官
警察庁刑事局保安部長	警察庁刑事局保安部長	警察庁刑事局保安部長	警察庁刑事局保安部長
学技術庁原子力安全全局次長	学技術庁原子力安全全局次長	学技術庁原子力安全全局次長	学技術庁原子力安全全局次長
環境庁長官官房審議官	環境庁長官官房審議官	環境庁長官官房審議官	環境庁長官官房審議官
国土庁長官官房審議官	国土庁長官官房審議官	国土庁長官官房審議官	国土庁長官官房審議官
法務大臣官房法調査部長	法務大臣官房法調査部長	法務大臣官房法調査部長	法務大臣官房法調査部長
賀集 哲	賀集 哲	賀集 哲	賀集 哲
貞家 克己	貞家 克己	貞家 克己	貞家 克己
大森 誠一	大森 誠一	大森 誠一	大森 誠一
賀陽 治憲	賀陽 治憲	賀陽 治憲	賀陽 治憲
伊達 宗起	伊達 宗起	伊達 宗起	伊達 宗起
佐上 武弘	佐上 武弘	佐上 武弘	佐上 武弘
山内 宏	山内 宏	山内 宏	山内 宏
松永 正直	松永 正直	松永 正直	松永 正直
戸田 嘉徳	戸田 嘉徳	戸田 嘉徳	戸田 嘉徳
中野 徹雄	中野 徹雄	中野 徹雄	中野 徹雄
吉岡 孝行	吉岡 孝行	吉岡 孝行	吉岡 孝行
山下 真臣	山下 真臣	山下 真臣	山下 真臣
河野 義男	河野 義男	河野 義男	河野 義男

第一号 (議案付託)	日本國とハンガリー人民共和國との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件 (条約)
外務委員会 付託	土地改良法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一三号)
林業改善資金助成法案 (内閣提出第一四号)	去る十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
以上二件 農林水産委員会 付託	昭和五十年度一般会計予備費使用調査書 (その1)
総調書及び各省各所管使用調査書 (その1)	昭和五十年度特別会計予備費使用調査書 (その1)
総調書及び各省各所管使用調査書 (その1)	昭和五十年度特別会計予算總則第十一条に基づく経費増額總調書 (その1)
昭和五十年度一般会計国庫債務負担行為総調書 (その1)	昭和五十年度一般会計国庫債務負担行為総調書 (その1)
以上四件 決算委員会 付託	以上四件 決算委員会 付託
交通安全対策特別委員会 付託	交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法及び踏切改良促進法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一〇号)
社会労働委員会 付託	昨十二日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
母子家庭の雇用の促進に関する特別措置法案 (小平芳平君外一名提出、参法第三号) (予)	母子家庭の雇用の促進に関する特別措置法案 (小平芳平君外一名提出、参法第二号) (予)
環境に対する影響の事前評価による開発事業等の規制に関する法律案 (小平芳平君外一名提出、参法第二号) (予)	公害対策並びに環境保全特別委員会 付託
(議案付託)	一、去る十日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

一、去る十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。	昭和五十年度の稻作転換奨励補助金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案 (調査要求承認)
外務委員会 付託	常任委員長から提出した次の国政調査承認要件に対し、議長は去る十日いずれもこれを承認した。
第一号 (議案付託)	一、国政調査承認要求書
第一三号 (議案付託)	一、行政機構並びにその運営に関する事項
第一四号 (議案付託)	二、恩給及び法制一般に関する事項
第一〇号 (議案付託)	三、国の防衛に関する事項
第一〇号 (議案付託)	四、公務員の制度及び給与に関する事項
第一〇号 (議案付託)	五、栄典に関する事項
第一〇号 (議案付託)	六、調査の目的
第一〇号 (議案付託)	七、調査の方法
第一〇号 (議案付託)	八、調査の期間
第一〇号 (議案付託)	九、調査の目的
第一〇号 (議案付託)	十、造幣事業に関する事項
第一〇号 (議案付託)	右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため
第一〇号 (議案付託)	小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
第一〇号 (議案付託)	議院規則第九十四条により承認を求める。
第一〇号 (議案付託)	昭和五十一年二月十日
第一〇号 (議案付託)	衆議院議長 前尾繁三郎殿 大藏委員長 田中 六助
第一〇号 (議案付託)	本会期中
第一〇号 (議案付託)	右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
第一〇号 (議案付託)	昭和五十一年二月十日
第一〇号 (議案付託)	衆議院議長 前尾繁三郎殿 内閣委員長 坂村 吉正
第一〇号 (議案付託)	本会期中
第一〇号 (議案付託)	右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
第一〇号 (議案付託)	昭和五十一年二月十日
第一〇号 (議案付託)	衆議院議長 前尾繁三郎殿 大藏委員長 田中 六助
第一〇号 (議案付託)	本会期中
第一〇号 (議案付託)	右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。
第一〇号 (議案付託)	昭和五十一年二月十日
第一〇号 (議案付託)	衆議院議長 前尾繁三郎殿 決算委員長 村山 達雄
第一〇号 (議案付託)	本会期中

昭和五十一年二月十三日 衆議院会議録第六号

第三種郵便物認可
明治二十五年三月三十一日

定価 一部 一一〇円

発行所

大藏省印刷局
東京五八二四四一(大代)
電話 東京一〇七
東京都港区赤坂三丁二番地 郵便番号一〇七